

## 北広島市雨水流出抑制に関する事務取扱い

(趣旨)

第1条 この事務取扱いは、北広島市雨水流出抑制に関する指導要綱(令和2年2月3日市長決裁。以下「要綱」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(雨水流出抑制施設計画書)

第2条 要綱第4条第2項に規定する計画書は、雨水流出抑制施設計画書(別記第1号様式)とする。

2 雨水流出抑制施設計画書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 雨水流出抑制施設を設置する施設の位置図
- (2) 雨水流出抑制施設を設置する施設の計画概要図
- (3) 雨水流出抑制施設の計画平面図及び構造図
- (4) 雨水流出抑制量に関する計算書

(完了報告書)

第3条 要綱第5条の規定による報告は、完了報告書(別記第2号様式)を提出することにより行うものとする。

2 完了報告書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 工事しゅん工図
- (2) 工事しゅん工写真

附 則

この事務取扱いは、令和2年4月1日から施行する。